

下郷町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (31.1.1現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
30年度	5,733	4,492,772	348,068	808,327	18.0	18.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

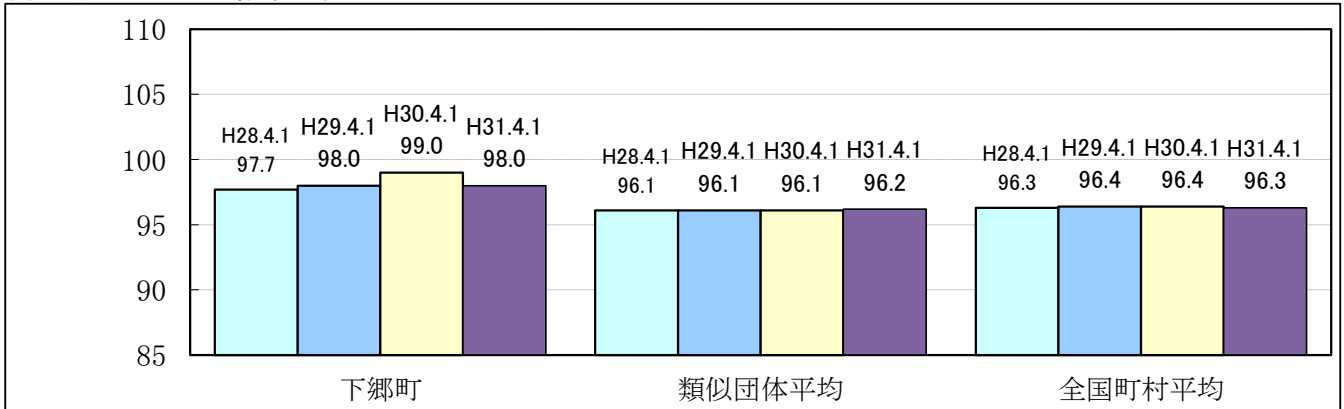
区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	86	305,597	52,398	124,612	482,607	5,612	5,617

(注) 1 職員手当には退職手当及び児童手当を含まない。

2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。）

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	福島県人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
元年度	367,396円	367,124円	272円 (0.07%)	% 0.09	% 0.15	% 0.09

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額。

②特別給

区分	福島県人事委員会の勧告				下郷町の 年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合	公務員の 支給月数	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
元年度	4.46 月	4.40 月	0.06 月	0.05 月	4.45 月	4.50 月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について福島県に準拠し平均0.1%引き下げ、若年層については引き上げを行い、高齢層を中心に最大3%程度の引き下げを実施。

激変緩和措置として、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②その他の見直し内容

単身赴任手当について、福島県に準拠し見直しを実施。

管理職員特別勤務手当について、福島県の見直し内容に合わせ見直しを実施。

2 職員の平均給料月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
下郷町	37.9 歳	288,200 円	335,507 円	314,747 円
福島県	42.8 歳	328,700 円	408,299 円	359,687 円
国	43.4 歳	329,433 円	- 円	411,123 円
類似団体平均	41.3 歳	301,254 円	357,486 円	331,652 円

②技能労務職(該当者なし)

③教育職(該当者なし)

(注) 1 「平均給料月額」とは、○年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		下郷町	福島県	国
一般行政職	大学卒	184,900 円	191,600 円	180,700 円
	高校卒	151,900 円	156,400 円	148,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成31年4月1日現在）

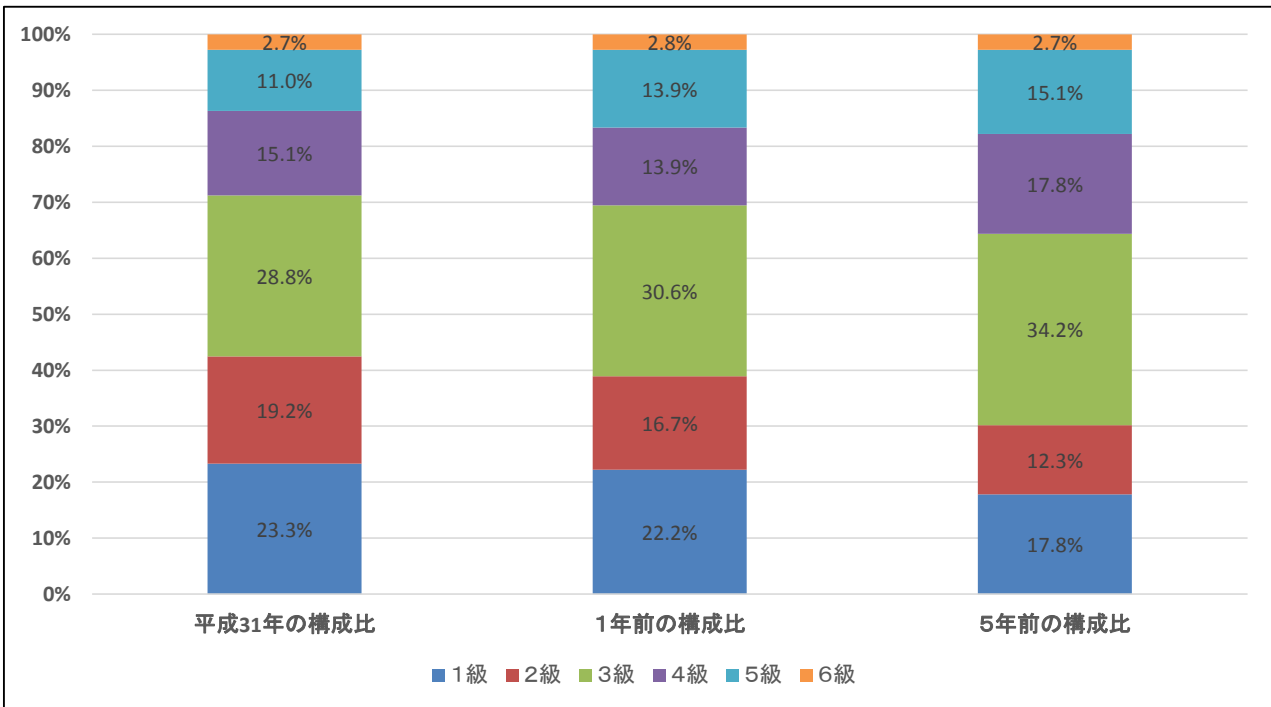
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	266,400 円	338,800 円	373,300 円	385,100 円
	高校卒	226,700 円	315,700 円	356,800 円	375,800 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

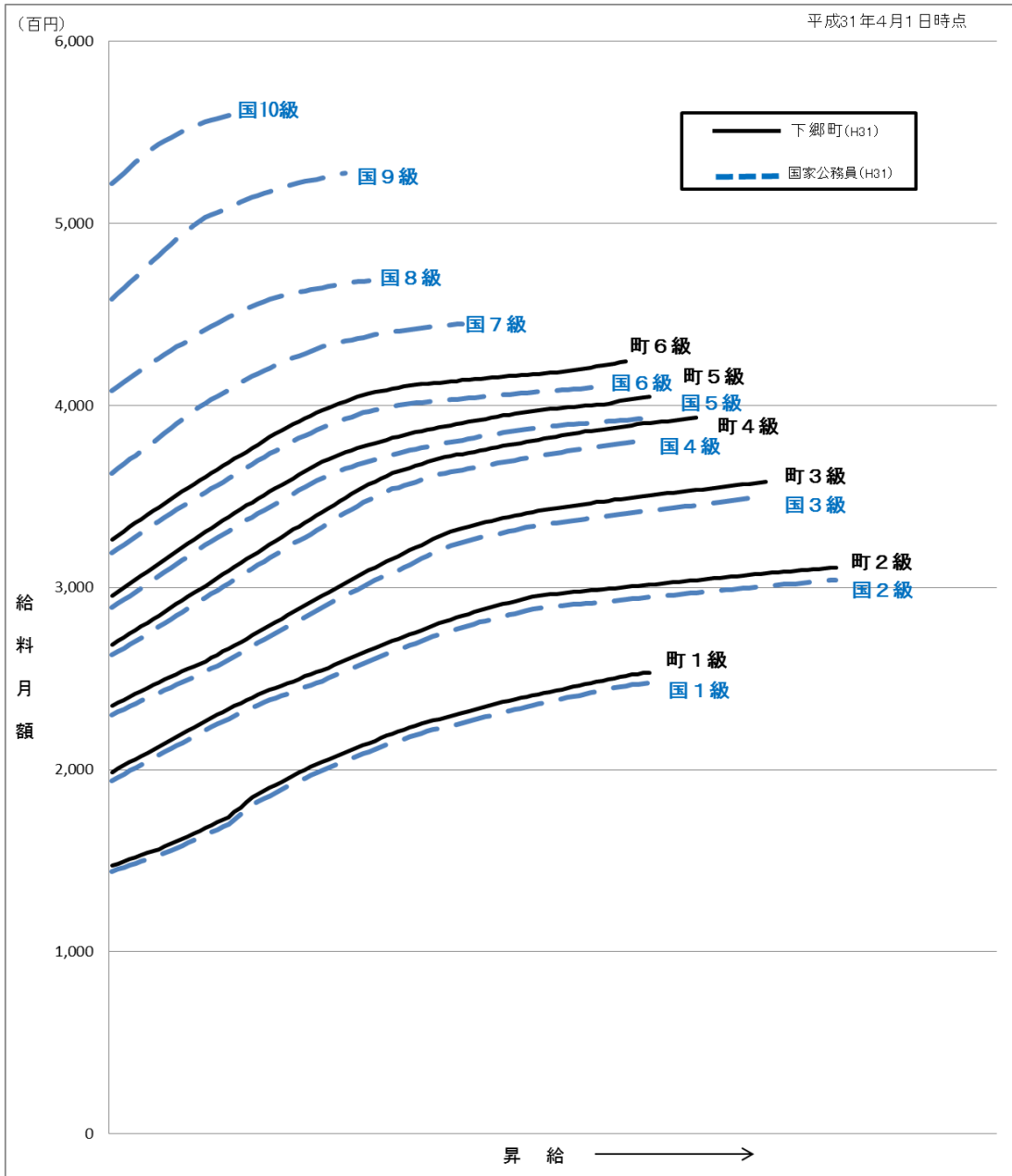
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師、保健師、保育士、栄養士、主事補、技師補	17 人	23.3 %	147,300 円	253,300 円
2 級	副主査	14 人	19.2 %	198,700 円	311,100 円
3 級	主任主査、係長、主査	21 人	28.8 %	235,100 円	358,200 円
4 級	課長補佐又は副主幹	11 人	15.1 %	268,700 円	393,300 円
5 級	課長、教育次長、議会事務局長、主幹	8 人	11.0 %	295,300 円	404,900 円
6 級	困難な業務を行う課長、参事	2 人	2.7 %	326,400 円	424,100 円

- (注) 1 下郷町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (平成31年4月1日現在)



(3) 昇給への勤務成績への反映状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日までに おける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○		○	
	標準に加え、上位の区分も適用				
	標準に加え、下位の区分も適用				○
	標準の区分のみ適用		○		
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

下 郷 町		福 島 県		国	
1人当たり平均支給額 (30年度) 1,445 千円		1人当たり平均支給額 (30年度) 1,791 千円		—	
(30年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.85 月分		(30年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.85 月分		(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%	

○ 勤勉手当への勤務成績への反映状況 (一般行政職)

令和元年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ (一律)			○		○
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当 (平成31年4月1日現在)

下 郷 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2~20%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2~45%加算		
1人当たり平均支給額 19,043 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職し退職手当を支給された職員の平均額である。

(3) 地域手当

なし

(4) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		89 千円		
支給職員 1人当たり平均支給年額（30年度決算）		11,138 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		8.3 %		
手当の種類（手当数）		7		
手当の種類	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（30年度決算）	左記職員に対する支給単価
町税等の徴収業務	右記業務従事者	町税等の徴収に関する業務に従事した時	87千円	日額 300円
防疫等の物件の処理業務	右記業務従事者	感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律第6条に定める感染症の病原体に汚染されている区域において、患者の看護又は当該病原体の付着した物件もしくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した時	0千円	日額 500円
精神障害者の訪問調査、移送等業務	右記業務従事者	精神障害者の訪問調査、移送等に従事した時	0千円	日額 300円
特殊機械（除雪機械等）の運転業務	右記業務従事者	マイクロバス運転及びダンプ・トラック等の除雪機械の運転業務に従事した時	2千円	日額 300円
公共用地等の取得業務	右記業務従事者	公共用地等の土地等取得のための職務に従事した時	0千円	日額 300円
危険作業の業務	右記業務従事者	①危険薬品使用業務に従事した時 ②次の危険現場作業に従事したとき ・地上又は、水面上10メートル以上の高所において行う業務 ・水面下4メートル以上の深所において行う業務 ・掘削中のトンネル等の坑内において行う業務	0千円	日額 300円
行路死亡人の処理業務	右記業務従事者	行路死亡人及び変死人の処理等の業務に従事した時	0千円	1件 5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (30年度決算)	20,501 千円
職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	256 千円
支給実績 (29年度決算)	23,851 千円
職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	284 千円

(注) 選挙執行の有無等により毎年度変動があります。

(6) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 6,500~10,000円	同じ	—	12,384 千円	252,724 円
住居手当	借家等に居住し、月額9,500円を超える家賃を払う職員 上限: 27,000円	異なる	月額9,500円を超える家賃を払う職員	4,832 千円	254,326 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担、自動車等交通機関利用を常例とする職員 交通機関利用: 6箇月定期券等の価格による一定額 交通機関利用: 通勤距離に応じた額 (上限: 45,800円)	異なる	運賃相当額 61,000円を超える額の1/2を加算	5,134 千円	70,323 円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員 (支給額) 8~10% (定率)	異なる	定額化していない	6,861 千円	428,810 円
寒冷地手当	基準日 (毎年11月から翌年3月までの各月の初日) に、支給対象地域に在勤する職員 (支給額) 地域区分、世帯等の区分に応じた額	同じ	—	6,307 千円	64,356 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成31年4月1日現在)

区分		給料月額等	(参考) 類似団体における最高/最低額
給料	町長	757,000 円	860,000円 / 500,000円
	副町長	603,000 円	700,000円 / 471,000円
報酬	議長	302,000 円	400,000円 / 222,000円
	副議長	233,000 円	314,000円 / 178,000円
	議員	211,000 円	290,000円 / 148,000円
期末手当	町長		6月期 1.650月分
	副町長		12月期 1.650月分
	教育長		計 3.30月分
退職手当	議長		6月期 1.650月分
	副議長		12月期 1.650月分
	議員		計 3.30月分
		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	町長	給料月額×在職月数×支給率 (48/100)	17,441,280円 任期ごと
	副町長	給料月額×在職月数×支給率 (29/100)	8,393,760円 任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期 (4年=48月) 務めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

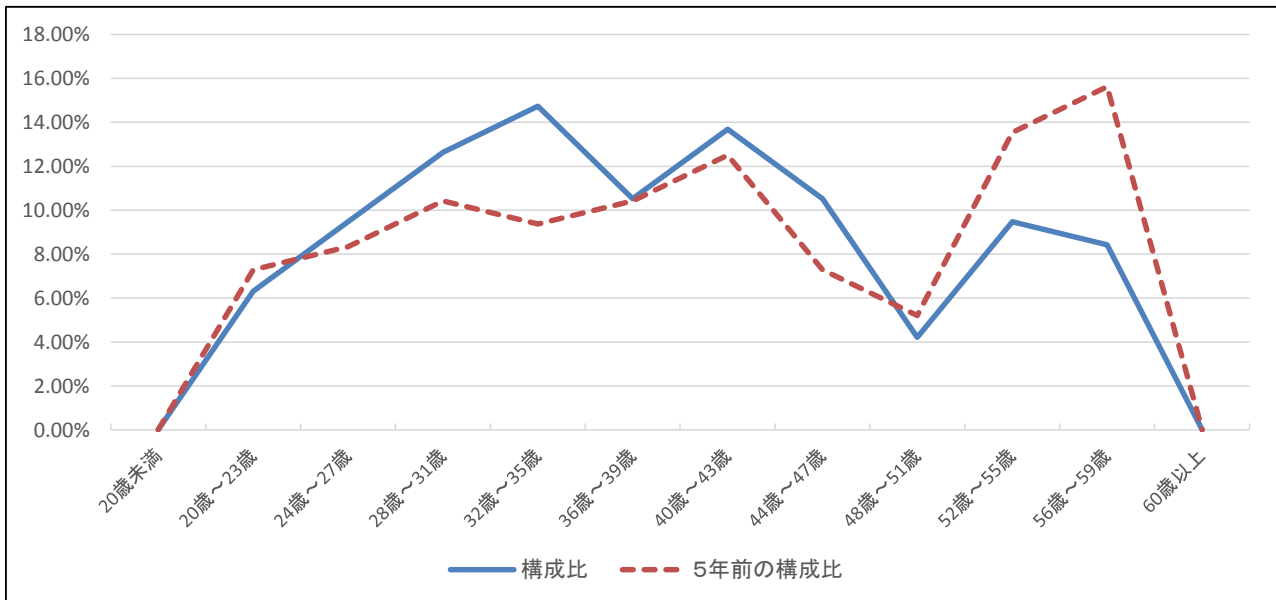
(1) 職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成30年	平成31年			
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	2	2	0	
		総務	23	25	2	育児休業のため一時的な補充
		税務	8	7	△ 1	県との人事交流に伴う減
		民生	19	18	△ 1	育児休業者を総務課付け
		衛生	4	3	△ 1	育児休業者を総務課付け
		農林水産	9	8	△ 1	機構改革に伴う業務移管
		商工	3	2	△ 1	機構改革に伴う業務移管
		土木	9	8	△ 1	事務の統廃合縮小
	計	77	73	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 127.33人 (類似団体人口1万人当たりの職員数131.77人)	
	教育部門	9	11	2	業務の増加	
小 計	86	84	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 146.52人 (類似団体人口1万人当たりの職員数157.94人)		
公営 企業 等 会計 部門	水道	1	1	0		
	下水道	1	1	0		
	その他	8	9	1	介護関係業務の増加	
	小計	10	11	1		
合 計		96	95	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 165.71人	
		[120]	[120]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



(単位：人)

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	6	9	12	14	10	13	10	4	9	8	0	95

(3) 職員数の推移（各年4月1日現在）

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	過去5年間の増減数	
一般行政	74	76	72	77	77	73	△ 1	-1.4%
教育	13	11	10	10	9	11	△ 2	-15.4%
普通会計	87	87	82	87	86	84	△ 3	-3.4%
公営企業等会計	10	11	11	10	10	11	1	10.0%
総合計	97	98	93	97	96	95	△ 2	-2.1%

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。